



家庭の紙おむつ事情 自治体のかかわりと再資源化に向けて

(株) 東和テクノロジー 主任研究員

もうり
しの
毛利 紫乃

超高齢化による家庭内介護の負担の増加について、自治体でもさまざまな観点から対応の取り組みが進められています。一方、環境省は2020年3月、使用済み紙おむつの再生利用等導入を検討する自治体を対象として取組事例、関連技術、関連規制等を整理した「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」を策定しました。本稿では高齢者介護家庭内での紙おむつ事情について着目し、自治体の紙おむつ給付制度と、家庭ごみとしての出し方とゆくえ、社会福祉の補助などの現状をまとめました。そのうえで、家庭内使用済み紙おむつ再資源化への課題について考えてみます。

廃棄物処理における使用済み紙おむつの取り扱い

日常生活に伴って生じた家庭から排出される使用済み紙おむつは家庭系一般廃棄物として位置づけられ、自治体によって収集・処理されています。デイケアセンターや老人ホームなど医療行為を伴わない介護施設で使用された紙おむつは、事業系の一般廃棄物として、基本的に自治体以外の業者によって収集・処理されますが、自治体によっては収集業者の収集した事業系一般廃棄物を受け入れ、焼却等の処理を受託している場合もあります。

自治体による紙おむつ補助制度

家庭内で紙おむつを使用する主体として、乳幼児と、寝たきりもしくは身体機能上・認知症等により排泄困難な状態である高齢者、障がい者があります。全国自治体のほとんどは、一定の条件のもと高齢者および障がい者への

紙おむつ補助・支援制度を備えています。介護保険施設では紙おむつは介護保険の給付対象とされますが、入居待ちの現状であり、収入の少ない世帯において自治体による高齢者へのおむつ等支給事業は在宅介護を支える仕組みとして機能してきました。これまでは地域支援事業の中で行われてきましたが、2015年厚生労働省により事業対象外とする方向性が示されました。継続・支給条件が強化されるなど、縮小を求められており、自治体は他予算の検討など対応に追われています。

地域支援事業では補助対象となる高齢者について課税段階と、介護保険法の要介護状態区分（要介護4以上で基本的に支給可能、要介護3以下では介護認定調査票の「排便」「排尿」項目が「介助」または「見守り等」に該当し、寝たきり度・認知症度が一定基準以上）による支給範囲・上限が定められています。自治体ではそれぞれ支給方法、

支給金額を設定していますが、おおむね年齢65歳以上で在宅、常時おむつを使用していることが要件で、二段階の給付金額を設定している自治体がほとんどです。非課税世帯で月5,000～6,000円であり、実態調査で家庭内介護はほぼまかなえると報告されています。支給方法については償還払いのほか業者による希望品の現物配達システムもあり、老々介護世帯では非常に有用です。

育児世帯に対する支援制度をもつ自治体では、出生時の贈呈、年齢により自宅への配送、市販店で使えるクーポンを配布するなど、一律支給方式がとられています。

家庭ごみの中での取り扱い

使用済み紙おむつは基本的に可燃ごみに分類され、自治体指定の可燃ごみ袋に他のごみと混在させて排出します。その際の留意点としてほぼ全自治体で「汚物（便）はできる限り取り除くこと」とされています。一方、「家庭内医療廃棄物もしくは汚染ごみ」に分類のち、汚物を取り除く、非感染性であるなどの条件下で事実上可燃ごみとして取り扱う自治体もみられます。少ない例ですが不燃系（埋立）ごみに分類している自治体もあります。

表1 家庭における紙おむつの排出方法

分別の状態	排出方法	目的	処理方法
混合（可燃ごみ）	可燃ごみと混合 可燃ごみと混合（可燃ごみ指定袋を規定枚数まで交付）	-	
紙おむつ類として任意分別（可燃ごみへの混合可）	おむつ専用袋で分別（規定枚数までを交付、袋の価格を下げる） 紙おむつを分別して透明か半透明の袋（条件なし、ステッカーの無料配布、マジック等で「紙おむつ」と書くなど）	社会福祉	焼却
紙おむつ類として分別	可燃ごみと同じ指定袋だが紙おむつのみ分別 独自の分別カテゴリ（指定袋で紙おむつのみ分別）	焼却量減量 処理施設 への負担減	埋立 資源化 その他

分別方法の具体例と考え方

2019年および2020年に全国全自治体に対して行われた2回のアンケート結果では、5～6.2%の自治体が紙おむつを分別収集していました^{1,2)}。自治体のHPを調査したところ、主な排出方法は以下のパターンに分類され、分別している自治体では、自治体指定の可燃ごみ袋・おむつ専用袋もしくは透明・半透明の袋を使用していました。

自治体が紙おむつを分別収集する目的は現在2つの考え方があります。家庭のごみ処理料金負担（有料ごみ袋の購入）の軽減による社会福祉を意図したものと、使用済み紙おむつの特性による処理に与える影響や焼却量の削減を意図したものです。現時点では社会福祉として子育て世帯や介護世帯の負担軽減目的が多く、補助事業と同様、乳幼児は申請なし、障がい・介護では申請するシステムが主流です。分別に対する負担を感じている住民も存在しているため分別は任意であり、自治体側でも収集や処理は可燃ごみと混合されて行われているのが実情です。

今後紙おむつの有効資源化を目指す場合に重要なことは、リサイクルシステムがうまく動くための量の確保と、再資源化方法に合わせたごみ質の担保

(異物を混入させないこと)です。住民・自治体両者にとってより負担の少ない現実的な方法を検討し、実施の意義を含めたわかりやすい分別・排出方法についてチラシや説明会、HPへの情報掲載など、自治体が分別回収開始初期にすべきことはたくさんあります。これらはガイドラインで検討が進められています。加えてフローチャートなどを含めた導入作業マニュアルや、自治体が少し手を加えただけで利用できるように説明資料などのひな形の提供が有意義だと考えます。

紙おむつ類に分類されるもの

「紙おむつ類」として分別される内容はほぼ紙おむつ、紙パンツ、尿とりパット、お尻拭きです。社会福祉目的から布おむつを含めている自治体もあり、生理用品、ペットトイレシートなどは対象外とされています。一方、おむつ、生理用品、ペットトイレシートを「衛生用品ごみ」として区分、もっとも広範なところでは、衛生用品ごみにマスク、湿布、ばんそうこう、可燃性ペット用砂なども含んだ分類も見受けられました。

リサイクルの事例での収集方法

リサイクルモデル事例の排出方法についてみてみましょう。福岡県大木町は、福岡県リサイクル総合研究センター、福岡県、トータルケア・システム(株)との共同研究を経て、2011年から紙おむつを水溶化処理・再パルプ化して建材などの原料にする分別収集をスタート

させました(関連記事、p.74~)。専用ごみ袋を販売、町内約60カ所に紙おむつ専用回収ボックスを配置する拠点回収方式がとられました。関連企業5社が協力、ボックスへの広告記載による初期投資費用回収など、地域ぐるみの協働が行われています。鹿児島県志布志市は、(有)そおりサイクルセンター、ユニ・チャーム(株)、大崎町と共同で2016年からモデル地区での実証実験を開始しました。独自のオゾン処理により未使用品と同等品質の上質パルプにする水平リサイクルを選択し、開始時は、ごみステーションに市配布の無料のおむつ専用回収袋で排出、2018年からは生ごみとの積み合わせ回収により週3回に回収の回数が増えました。モデル地区も拡大され、2021年からは専用回収ボックスによる拠点回収を試験的に開始するなど市民の協力が得やすい回収方法を検討しています。

専用回収ボックスによる回収は、利用者にとって持ち込みの手間は増えますが、紙おむつの特性上任意に排出できることは受け入れやすく、また自治体としては従来の回収システムの見直しが不要なため、導入時、負担が少ない方法ととらえることができます。

家庭内介護現場での取り組み易さが大切

再資源化に向けた家庭での使用済み紙おむつ分別を進めるうえで、筆者が直面した経験を含め、介護現場ならではの課題を挙げてみます。

まず「量の確保」について、家庭からの紙おむつ排出量の実態として、い

ずれの自治体でも子ども用紙おむつに比べてガイドライン推計値との乖離が大きい³⁾との報告があり、「大人用紙おむつ使用については、周囲に知られたくないという思いやプライバシーの懸念から、分別協力が低い可能性がある」と考察されています。また関連企業のインタビュー記事によると、前出の志布志市は「紙おむつの消費量で考えると、使用済みの紙おむつは大人用が7割、子供用が3割程度になるはずですが、実際に回収される紙おむつの5割は子供用のもの。住民のみなさんの中に『大人用の紙おむつをごみとして出すのが恥ずかしい』という意識があるのではないのでしょうか」とコメントし、専用のごみ袋について「リサイクルとして回収するごみは両自治体とも回収袋の外側に記名をして出すのがルールですが、紙おむつ専用のごみ袋は、名前記入欄を裏面(内側)に用意して、誰が出したごみか見えにくくしています」という工夫を始めました。

次に「質の担保」について、再資源化技術の特性に基づき、混入してはならないものの排除について自治体が資料を作成して住民に普及・理解・実施していただくことになります。この過程を重要視することで、事業系の例で忌避物とされている塩素系素材手袋・布類・金属などの異物混入回避は比較的容易と考えられます。一方糞便の混入についてはある程度あるものとして

参考文献

- 1) 環境省：市区町村における使用済み紙おむつの取扱に関するアンケート調査 <https://www.env.go.jp/content/900534448.pdf> (閲覧日 2022年12月20日)
- 2) 環境省：令和2年度使用済紙おむつ再生利用等に関する調査業務報告書(2021) <https://www.env.go.jp/content/000043589.pdf> (閲覧日 2022年12月20日)
- 3) 環境省：令和3年度使用済紙おむつ再生利用等に関する調査業務報告書(2022) <https://www.env.go.jp/content/900532882.pdf> (閲覧日 2022年12月20日)

の技術的対応がなされており、住民へもう少し「具体的」な周知が重要と感じています。

乳幼児の状況とは異なり、介護する側・される側双方において排泄障害・排泄ケアは単独世帯や特に認知症を含む老々介護での精神的・体力的負担は日常的に本当に「キツイ」ものです。誤解を恐れず言いますと、特に高齢者の真摯さならでは、「紙おむつを使用していることが恥ずかしい」という意識や、「おむつからの便の除去などできないのでリサイクルに出せない」といった認識について丁寧なケアを考慮に入れておくことは大切だと感じています。

まだまだリサイクルシステムのスタートラインに立っていないが…

現時点では技術そのものや経済基盤を含めて実験的な段階であり、アンケート²⁾では「4.5%の自治体が分別回収計画を策定している、もしくは今後策定する」という結果です。しかしながら時の流れとして自治体の議会や住民意見などにも紙おむつのリサイクルに言及するコメントが散見され、同アンケートでのリサイクルに関する関心は24%と高く、先進自治体を中心に事例の蓄積を待ちながら「再資源化を念頭においた」紙おむつ分別の意識と体制を可能な部分から浸透させておくことは、技術や経済基盤の情報が整ったとき、事業の開始に非常に資すると考えています。